

平成22年5月31日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 小林 洋子
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(地方自治体・本省受付分)

再掲

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年5月21日から平成22年5月27日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体・本省受付分)(10/05/31)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	2	0	0	0	0	2
雇用均等・児童家庭局	0	181	0	0	0	181
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	15	0	0	0	15
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	2	196	0	0	0	198

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	2
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	196

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	0件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	地域職業訓練センターについて、平成22年度末をもって雇用・能力開発機構の業務として廃止し、希望する地方自治体に対して建物を譲渡することとしているが、地域の実情を十分に踏まえて、その機能が今後とも維持されるよう、国として責任をもって対応いただきたい。 (都道府県からの要望)		地域職業訓練センターについては、できる限り地方自治体の皆様方に円滑に譲渡を行うことができるよう、その条件の検討を進めてまいりました。 この結果、建物の時価及び解体費用について鑑定評価等を行い、建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、解体費用が時価を上回る場合には無償で譲渡することとしました。
2	雇用・能力開発機構の廃止に伴うポリテクセンターの都道府県への移管条件については、事前に移管先である都道府県の意見を十分に聞いた上で整備すべきである。 (都道府県からの要望)		ポリテクセンターについては、閣議決定を踏まえて、雇用のセーフティネットを維持する観点から国の責任で運営するとともに、希望する都道府県には受け入れやすい条件を整備した上で、その機能維持を前提に移管することとしています。 ポリテクセンターの移管条件を決定するに当たっては、平成21年4～5月にかけて全道府県に対してヒアリングを実施するとともに、平成22年2月においても都道府県にアンケートを実施し、意見を聞いたところです。 都道府県の御意見を踏まえ、他省庁と必要な調整を行うとともに、ユーザーである労使を含む労働政策審議会で議論いただき、都道府県への移管条件を含む法律案要綱を同審議会に諮問し、答申を得ているところです。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	181件	0件	0件	0件	181件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	181件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当の外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 鈴木敦士(内線3919)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	15件	0件	0件	0件	15件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	15件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	都道府県のご担当者から、社会福祉法人が特別養護老人ホームの会計から他事業所へ貸付をすることは可能かとの質問をいただきました。		特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(局長通知)において、当該法人外への資金貸付は認められていない旨回答しました。
2	都道府県のご担当者から、社会福祉法人が経営する宅老所は公益事業に当たるかとの質問をいただきました。		公益事業として認められる事業の内容を伝えた上で、宅老所の事業内容を確認していただくよう依頼しました。
3	都道府県より、要介護認定を受けていなくても住所地特例の対象となるのか、との質問をいただきました。		被保険者であれば、要介護認定の有無にかかわらず住所地特例の対象となる旨説明しました。
4	短期集中リハビリテーション実施加算の起算日は要介護認定における申請日になるのかとの照会をいただきました。		申請日ではなく認定日から起算する旨説明しました。
5	介護老人保健施設における音楽療養室とレクリエーションルームの兼用は可能か。		可能である旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	医師の居宅療養管理指導は一人につき月2回しか算定できないのか。		主治の医師及び歯科医師が、一人の利用者について、それぞれ月2回まで算定することができることとしている旨説明しました。
7	通所リハビリテーションの「口腔機能向上加算」の医師又は歯科医師の指示については文書で行わなければならないのか。		文書でなくとも可能である旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。